

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年<sup>内閣府、</sup>農林水産省、<sup>環境省、</sup>経済産業省、<sup>厚生労働省、</sup>国土交通省、令第一号）

改正案

現行

<p>（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） 第十九条 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 共済代理店である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第二項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第二項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第二項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の八各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）</p> <p>第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令</p>	<p>（共済契約の締結又は共済契約の募集に関する禁止行為） 第十九条 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 共済代理店である銀行等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第二項第一号から第十号まで（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十一条の二第二項第一号、労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第二項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項第一号、農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第五条の七各号（第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条第一項第一号に掲げる者に限る。）、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）</p> <p>第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令</p>
--	--

第二百八十五号) 第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為

十三丁十九 (略)

2  
8 (略)

第二百八十五号) 第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為

十三丁十九 (略)

2  
8 (略)